

夫が受けられる控除額は、次のとおりです

改正後の控除額（平成31年度以降）							
区分	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額					
		900万円以下 (11,200,000円以下)		900万円超 950万円以下 (11,200,000円超 11,700,000円以下)		950万円超 1,000万円以下 (11,700,000円超 12,200,000円以下)	
		市・道民税	所得税	市・道民税	所得税	市・道民税	所得税
配偶者控除	38万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	老人控除対象配偶者：70歳以上	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下 (1,030,000円超 1,500,000円以下)	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	85万円超 90万円以下 (1,500,000円超 1,550,000円以下)		36万円				
	90万円超 95万円以下 (1,550,000円超 1,600,000円以下)	31万円	21万円				11万円
	95万円超 100万円以下 (1,600,000円超 1,667,999円以下)	26万円	18万円			9万円	
	100万円超 105万円以下 (1,667,999円超 1,751,999円以下)	21万円	14万円			7万円	
	105万円超 110万円以下 (1,751,999円超 1,831,999円以下)	16万円	11万円			6万円	
	110万円超 115万円以下 (1,831,999円超 1,903,999円以下)	11万円	8万円			4万円	
	115万円超 120万円以下 (1,903,999円超 1,971,999円以下)	6万円	4万円			2万円	
	120万円超 123万円以下 (1,971,999円超 2,015,999円以下)	3万円	2万円			1万円	
	123万円超 (2,015,999円超)	控除適用なし					

※ () は、所得が給与のみの場合の収入金額。

市・道民税の改正

個人の市・道民税は、1月から12月までの1年間の所得に対して翌年度に課税されます。
平成31年度（平成30年分所得に対する課税）以降に適用される主な改正点をお知らせします。
問合せ先 市税務課市民税グループ

平成31年度 (2019年度) から

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者のパート収入を103万円（合計所得金額38万円）以内に抑えるように就業時間を調整する傾向を解消し、働きたい方が就業調整を意識しないで働くことができる環境をつくる観点から、配偶者特別控除の見直しが行われました。
また、所得に応じた税負担の調整の必要性から、配偶者控除の見直しが行われました。所得税は、平成30年分から適用されます。

配偶者控除

納税者本人の合計所得金額の区分に応じた控除額を設定し、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると控除の適用を受けることができなくなります。

配偶者特別控除

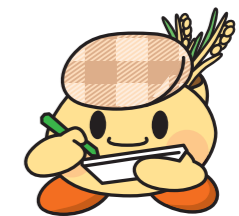
対象となる配偶者の合計所得金額が、38万円超76万円未満から、38万円超123万円以下に拡大されます。また、配偶者控除と同様に、納税者本人の所得区分が設けられます。

ちょっと具体例で見てみましょう

例1
夫
収入金額1,170万円、合計所得金額950万円の会社員
妻
収入金額95万円、合計所得金額30万円のパート
子ども2人（小学4年・6年生）

例2
夫
収入金額500万円、合計所得金額346万円の会社員
妻
収入金額135万円、合計所得金額70万円のパート
子ども2人（小学4年・6年生）

夫と妻の平成29年分給与所得の源泉徴収票があれば、17ページの表に当てはめてみましょう
この改正は、平成30年分の所得からの適用ですが、目安になると思いますよ！



〓扶養、に関する注意事項

【税の扶養の人数には含まれません】

配偶者の合計所得金額が38万円（給与収入で103万円）を超えた場合は、市・道民税の非課税判定の人数には含まれず、配偶者に障がいがあっても、障害者控除の対象にはならないため、場合によっては納税者の税額が増える可能性があります。

【ほかの扶養にも影響するかも】

配偶者の所得金額によっては、配偶者自身の社会保険料や納税者本人の扶養（家族）手当などに影響が出る場合があります。詳しくは、保険者（協会けんぽなど）や事業主（勤め先）などにお問い合わせください。

妻は次のようになります

配偶者にも市・道民税が課税される場合が

配偶者の所得が基準額を超えると、配偶者自身も課税対象になります。パートやアルバイトの収入も給与収入に含まれます。給与以外の収入がなく、扶養親族がない場合の税金は、次のようになります。

給与収入額（合計所得金額）	市・道民税	所得税
97万円以下 (32万円以下)	かからない	
97万円超 100万円以下 (32万円超 35万円以下)	均等割がかかる	かからない
100万円超 103万円以下 (35万円超 38万円以下)	均等割と所得割がかかる	
103万円超 (38万円超)		かかる

夫は、配偶者控除として、市・道民税22万円、所得税26万円の控除が受けられる。妻は、税の扶養の人数に含まれません

妻は、市・道民税、所得税ともに課税されません。社会保険料や夫の手当でも扶養となる可能性があります

夫は、配偶者特別控除として、市・道民税33万円、所得税38万円の控除が受けられる。妻は、税の扶養の人数に含まれません

妻は、市・道民税（均等割と所得割）、所得税ともに課税されます。社会保険料や夫の扶養（家族）手当に影響が出る恐れも

まだまだ先のことだと思われかもしれませんが、とても大事なことなのでぜひ覚えておきましょう！



2021年度から

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

また、納税者本人の合計所得金額が2,400万円を超えると基礎控除の控除額が減少し、2,500万円を超えると控除が適用されません。所得税は2020年分から適用されます。